

三次市児童生徒安全確保緊急メール事業実施要綱の一部を改正する教育委員会告示（案）新旧対照表

| 改 正 案 | 現 行 |
|--|--|
| (登録等) | (登録等) |
| 第5条 保護者は、緊急メール事業に登録することができる。 | 第5条 保護者は、緊急メール事業に登録することができる。 |
| 2 緊急メール事業に登録することができる保護者は、原則として1世帯につき2人以内とする。 | 2 前項の場合において、緊急メール事業に登録する保護者は、原則として1世帯につき1人とする。 |
| 3 緊急メール事業に登録した保護者は、いつでも登録を取り消すことができる。 | 3 緊急メール事業に登録した保護者は、いつでも退会する_____ことができる。 |
| (入退会の管理等) | (入退会の管理等) |
| 第6条 管理者は、保護者の入退会の管理を行うものとする。 | 第6条 管理者は、保護者の入退会の管理を行うものとする。 |
| 2 管理者は、前項の場合において、三次市個人情報保護条例（平成17年条例第45号）の規定により、その取扱いに留意しなければならない。 | 2 管理者は、前項の場合において、三次市個人情報保護条例（平成17年条例第45号）の規程により、その取扱いに留意しなければならない。 |
| 3及び4 略 | 3及び4 略 |